

第4回岩手県分権推進会議

日 時 平成20年7月31日（木）13：30～16：30

会 場 エスポワールいわて 2F 大会議室

1 開 会

○**和山主幹** それでは、定刻でございますので、ただいまから第4回岩手県分権推進会議を開会いたします。

初めに、新任の委員を御紹介いたします。岩手県総合政策部長の菊地秀一委員です。

なお、勝部委員は、本年4月から企画理事兼県南広域振興局長に異動となっております。

なお、本日の会議は、都合により川村委員、北村委員、谷村委員が欠席となり、また、相原委員、平木委員、川窪委員は途中退席となります。

また、お手元に当日配付資料として、北村委員と熊坂委員からの提出資料、それから分権推進ワーキンググループの開催日程を配付しておりますので、御確認をお願いいたします。お手元の資料で不足しているものはございませんでしょうか。

2 平成20年度岩手県分権推進会議開催計画

○**和山主幹** それでは、議事に入ります前に、事務局から平成20年度の会議の開催計画について御説明させていただきたいと思っております。資料1をお開き願います。

昨年度は、会議を3回開催し、市町村と県の役割分担や岩手県権限移譲等推進計画などについて御議論いただいたところでございます。本年度も同様に3回の開催とさせていただくことといたしまして、通算で4回目となる本日の会議では、県と市町村の二重行政をテーマとすることとしております。

このテーマを取り上げました理由としては、昨年度の会議で速やかに二重行政の解消に取り組むべきとの御意見があったこと、また、現在国の第二期地方分権改革において国と地方の二重行政の解消が主要な課題となっていること、さらには県、市町村を通じた厳しい財政状況の中で、行政の効率化が緊急的な課題となっていることなどによるものでございます。また、本日はこれと合わせて、本県の分権推進のための課題解決への取り組みについて、御協議をお願いしたいと考えております。

次に、第5回の会議は、11月5日を予定しておりますが、今回に引き続き、二重行政の解消のための具体的な取組方策などを御議論いただきたいと考えております。

さらに、第6回の会議は、来年1月27日を予定しておりますが、いわゆる義務付け、枠付けなどの過剰な関与の是正、それから今年度の分権推進への取組結果などについて御議

論をお願いしたいと考えております。

なお、分権推進ワーキンググループの設置についてでございますが、昨年度いただいた御意見のうち、部局横断的なテーマについて検討するため、本年度新たに4つのワーキンググループを設置したところでございます。具体的には、本日配付した資料をごらんいただきたいと思っておりますけれども、当日配付資料の1番下の資料でございます。分権推進ワーキンググループの開催日程という資料でございますけれども、このワーキンググループは、市町村や県の連携による効率的な事務処理、あるいは専門職員の人材育成、政策法務能力の向上などについて、ごらんのスケジュールで検討することとしております。ワーキングのメンバーは裏面でございますが、県本庁、振興局、市町村の合同のメンバーとなっております。検討状況については、次回の会議以降、随時、御報告して参りたいと考えております。

それでは、これから議事に入らせていただきますが、会議の設置要綱により、知事が座長を務めることとなっておりますので、ここからは座長に議事の進行をお願いいたします。

3 議 事

(1) 協議

- ① 県と市町村の二重行政について
- ② 分権推進のための課題解決の工程表について

(2) 報告

- ① 第二期地方分権改革（第1次勧告等）の概要について
- ② 岩手県権限移譲等推進計画について
- ③ 国への制度改正提言について

(3) その他

○達増座長 それでは、ただいまから議事に入ります。

本日の議事の内容について確認いたしますが、議事の(1)協議、県と市町村の二重行政について、本県の二重行政の現状や解決の方向性などについて御意見を伺うものです。

2つ目、分権推進のための課題解決の工程表について、昨年度委員の皆様からいただいた御意見について、具体的な取り組みのためのスケジュールを取りまとめたものです。

それでは、まず協議事項の1、県と市町村の二重行政について、事務局から説明をお願い

いします。

○千田地域振興部副部長 議事の3(1)協議、県と市町村の二重行政についてでございます。資料は、A3判の資料2をごらんいただきたいと思えます。

二重行政の定義でございますが、市町村、県、国のうち、2者が同じ事務を行うこととございまして、図にイメージがございまして、2つ重なっているところが二重行政で、3つ重なると三重行政と理解されます。

それで、二重行政については、明確な定義がございせんが、市町村と県の事務事業の実態を網羅的に把握したものがないため、十分に把握し切れていない状況でございます。

二重行政の類型事例等について挙げておりますが、5月28日に公表された地方分権改革推進委員会の第1次勧告で示された、国と地方の役割分担のメルクマールなどを参考として、県独自に類型別、分野別に整理しております。

2ページをごらんいただきますと、自治法の規定で市町村と県が行う事務が参考1にございますが、参考2で、例えば二重行政とはどういうものか、分野別に重複型分担型とございますけれども、10の分野を挙げてございまして。後で申し上げますけれども、消費者保護であるとか、あるいは公営住宅、それから土地改良、道路などを、主なものとして説明させていただきたいと思っております。

それから、全国知事会、全国市長会による事例といたしまして、参考3、2ページ右側のところですが、国の地方支分部局(出先機関)の見直しの具体的方策から抜粋したものでございまして、国と地方で二重行政となっているものとして、例えば社会福祉法人への指導・監査、農政局での2ヘクタール超4ヘクタール以下の農地転用許可協議に伴う国の再審査などの業務がございまして。

また、全国市長会におきましては、県及び市町村による精神障がい者及びその家族に対する相談指導などが挙げられているところでございまして。

それから、本県の状況でございます。市町村や県本庁の各部局、あるいは広域振興局に二重行政に該当するものはどういうものか、照会してみましたが、数件ございましたが、実態として支障事例はないということでございました。それで、これは3ページの参考5に、例えばコミュニティに対する助成や表彰、あるいは消費生活相談などについて回答がありました。それで、回答が少なかった事情でございますが、市町村と県が事務事業を相互に知る機会が少なかったのではないかと、あるいは法令等ですみ分けされているため、二重行政を意識することがなかったのではないかと、ということが考えられております。

二重行政がなぜ問題なのか、ということでございますが、市町村と県がともに厳しく行財政構造改革を推進しておりますときに、県と市町村で地域への行政サービスが重複するといったこと、過剰サービスになるということが問題になると理解しております。

なぜ、二重行政が生じるのかという分析でございますが、重複型あるいは分担型といった形で説明をしておりますが、重複型は、市町村、県、国の役割分担が明確化されていないために、それぞれ個別に実施しているといったものでございますし、また、分担型では法令上、事業の規模、事務権限の対象によって国、地方自治体が一定の役割で分担することから、複数で関わっているということが考えられます。

また、市町村と県の間では、予算措置や政策評価といった場面で、二重行政について配慮しなければならないという問題意識が少ないのではないか、あるいは市町村と県の間で相互に政策を調整する機会が少ないのではないかということが考えられております。

それでは、どのようにすれば二重行政が解消できるのか、解決の方向でございますけれども、事務事業の一元化のため、市町村と県の役割分担に基づいて事務事業の仕分けが必要なのではないか、あるいは市町村と県が担う事務事業の協議・調整を行うことが必要ではないか、さらには実施している事務・施設等の廃止などによって解消を考えていくということを考えてございます。

また、国と役割分担している事務事業の解消でございますが、国では平成18年度に制定した新地方分権推進法において、国家としての存立にかかわる事務、例えば外交、防衛、司法、通貨など、それから全国的に統一して定める必要がある労働基準あるいは生活保護基準など、さらには全国規模の事業といたしまして公的年金、そういったものに限定して、それら以外は地方で仕事をする。そういうことから解決できるのではないかと考えが1つあります。また、どのようにすれば未然に防止できるかという解決の方向としては、役割分担を市町村と県の間で事前に明確化することが必要であり、場合によっては市町村の規模などにより、市町村間の連携、あるいは共同処理についても検討する必要があるのではないかと考えております。

また、県と市町村の間で二重行政とならないような相互の事前の確認調整も徹底していくという必要があるのではないかと考えております。

それで、検討のためのポイント・視点でございますが、3つ挙げてございます。1番目として、規模が大きい市町村で事務が完結しない場合、県による垂直補完、あるいは市町村と県が共同処理することは二重行政に当たるかどうか。2番目として、市町村、県が

同じ事務を行っても、例えば規模などで区分けして役割分担すれば二重行政に当たらないと言えるかどうか。3番目ですが、法令に基づいて中核市が設置する保健所が同じ地域に2つ設置されることとなりますけれども、県と二重行政にならないかどうか。こういったことを検討のポイント・視点として掲げておりますので、これらの視点も踏まえながら御意見をいただきたいと思います。

それで、2ページ以降を開いていただきますと、2ページについては先ほど申し上げましたとおりでございますし、3ページについては、例えば役割分担といたしますと、重複型、あるいは分担型という形で、民間に対する助成支援、あるいは直轄公共事業との関係、また参考として、重層型として介護保険、関与型、国専担型などございますし、4ページのほうは、先ほどちょっと触れました事例の1から5というもので、主な二重行政的なものとして挙げている中で、例えば県では消費者保護関係の場合、県民生活センターから各振興局を含めて、相談員が29人おまして、市町村では22の方が担当して、相談業務に当たっている。事例の2では、公営住宅について、県営住宅もありますし、市町村営住宅もございます。また、雇用促進住宅もありますけれども、市町村、県含めると1万8,022の管理戸数があります。

さらに、5ページで、事例の3で土地改良のケースがございますが、団体営、市町村営、県営、国営と規模に応じてございますし、事例の5ですが、道路についても市町村道、都道府県道、一般国道、一般国道については指定区間内外、それから高速道路といったようなものがございます。岩手県の状況で、1キロメートル当たりの事業費の単位ですが、千円パーキロメートルでございます。こういう形になっておりますので、検討の視点などを参考にしながら御議論をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○達増座長 次回11月の会議の際に、二重行政解消のための取組について、具体論に入っていくわけでありますが、本日はその前段階としまして、今の説明に対する質問、意見など、1時間とってございますので、2時50分までをめに議論して参りたいと思いますので、よろしく願いします。

それでは、質問、御意見等ございませんでしょうか。

○稲葉委員 二重行政の中で教育分野に関して言うと、この参考2の例だとハードが主ですけれども、ソフトで教育委員会と教育行政の多層性といいますか、文科省があつて、県教委があつて、教育事務所があつて、市町村教委があるという、ある意味では4層性ということで、煩雑なのではないか。もちろん人事権など、さまざまな議論もあり、教育委員

会の必置規制の問題も議論されている中で、今回取り上げられなかったが、ちょっとあれかなと。

ハードもそうですが、むしろ教育の基本の中身が問われている時代に、過去ずっと続いてきた4層性がうまくいかない。大分県では別の例も出ていますけれども、知事部局の部分でないから載せなかったのかもしれませんが、まず我々も首長部局ではないからということで遠慮する面があるのですけれども、教育委員会そのものの自立性や有効性がすごく疑問になっていますので、そこを取り上げていただければという感じでございます。

○達増座長 教育委員会、何かあれば。

○菅野教育企画室長 教育委員会でございますが、お話のありました教育委員会の必置規制や人事権のあり方については、次のところでお答えを申し上げようと思っていたのですが、基本的には教育委員会の必置規制は、私どもといたしましては、自からの機関のあり方を決める根本的な議論ですので、基本的には地方公共団体の判断であろうと。ただ、一方で当時、教育委員会を必置規制にした理由、そういったものが現状においてどう認識されるべきかというのも含めて議論する必要があると思っております。

それから、人事権のあり方につきましては、小中学校については市町村が一義的に処理すべきという基本的な考え方を持っております。人事権のあり方につきましても、基本的には給与負担のあり方、当然人、物、金でございますので、それらも含めてそれぞれの主体に帰属すべきという基本的な認識を持っております。

現在、中核市におきまして、人事権の移譲の可否について議論がなされているところがございますので、そういった動向を見据えたいと思っております。ただ、一方本県のような広大な県土でございますので、どうしても教員については地域的な偏在がございます。したがって、もし小中学校について人事権、財政権等を市町村が担った場合、広域的な観点からの人事異動システムが必要か、必要でないか、その辺についてもあわせて検討が必要と考えてございます。

○達増座長 ほかに質問、御意見などありませんでしょうか。

○熊坂委員 宮古市からも意見を述べさせていただきたいと思っております。

私の意見の要点につきましては、皆様方にお配りした資料をお目通しいただければと思うのですが、この中で幾つか強調させていただきたいと思っておりますので、お話し申し上げたいと思っております。

今回、地方分権改革推進委員会の第1次勧告ですが、基本的には宮古市としては、非常

にいい勧告をいただいたと思っております。全国市長会からも横尾多久市長が出ておられます、私も地方分権改革検討会議の全国市長会の委員をやっておりますが、連携をとりながら、いい形での提言をしていただいていると思っております。

そういった中で今回の要点は、ほとんどの権限をまず基本的に市に移すと。町村もありますけれども、合併を見据えてのことだと思っておりますけれども、近接性の原理、補完性の原理のもとに、基本的には市に移すという内容だと思っております。そうなりますと、これからは県と市の二重行政を考えていくときに、恐らく国の方向とすれば市が中心になっていくのではないかなということを考えております。

そういった中で、県と市町村の二重行政について、まず重複型の二重行政についてですが、法令上県、市町村、どちらがやってもいいという中で、それは許容されているわけですが、見直しに当たり一番心配なのは財政的な裏づけです。市町村のみで処理することになった場合、先般も丹羽委員長と懇談する機会がありまして、直接お話し申し上げたのですが、財政的な裏づけが今回の分権改革委員会の第1次勧告で非常に弱いということを申し上げました。

見直しに当たりまして、市町村が行った場合、財政的な裏づけについて、県は明確、確実に、具体的に示すべきだと考えており、御配慮いただければと思っております。

それから、見直しに当たり、今、あいまいになっているわけですが、県と市町村の事務は、お互いの話し合いということになると思うのですが、そのところを、もちろん知事会と全国市長会、あるいは町村会でやってもいいと思うのですが、岩手県におきましては、岩手県と市町村が話し合いの上、明確にどちらかにやると、都道府県の責務、役割、あるいは市町村の責務、役割を具体的に決めていくことが、最も二重行政を解消するには有効だと考えております。この点も御配慮いただければと思っております。

次に、後ろのページになりますけれども、重層型、関与型の二重行政についてでございますけれども、このことについては、私もこの分権会議において主張してきていることでもありますけれども、通達等による過剰な関与、あるいは事実上活用されていない、あるいは活用方法が不明確な知事等への報告並びに国、県で重複した調査などについて、廃止や内容の簡素化等を積極的に進めたいと思っております。

それから、このことに関しましては、振興局の再編が非常に大きく絡むと思うのですが、私は4つの広域振興局にされるということについて異議を唱えるものではございません。しかし、その中身が屋上屋を架すような、あるいは住民から見てわかりにくい行

政であれば問題だと考えております。広域振興局のあり方については、今後、十分検討されると思いますが、県と市町村の二重行政の解消ということが掲げられておりますので、広域振興局として再編されても、それが単なる通達機関であれば、二重行政の解消とはならないどころか、広域振興局から離れた市町村にとっては協議等に要す時間が増加し、行政の停滞を招きかねないと考えております。それゆえ広域振興局での自己完結性を高めるよう、県組織内部で権限委譲を十分に進めていかなければならないと考えておりますし、今回の重層型、関与型の二重行政を解消するには、広域振興局において、自己完結性を追求していくことが何よりも有効な手段だと考えております。

○達増座長 そうですね。何かこれに関して県のほうからありますか。

○藤尾委員 幾つかの御意見いただきました。基本的には、熊坂委員がおっしゃられたことと全く同じ考え方でございます。いずれ二重行政の解消のためには、今回の会議の資料の2で示したように、どうすれば解消できるかという、そういう観点で県と市町村がそれぞれの役割分担に基づく仕分けをしていくことが必要と思いますし、義務づけ、枠づけ、そういった関与につきましては、今後6回目の会議で御意見をいただくことで進めていきたいと思っております。

それから、国等に対しての要望等につきましては、私どもとしましても、折を見て提言してまいりたいと考えております。

それから、最後にお話あった広域振興局の関係でございまして、基本的考え方の素案をお示しして、広く県民の方々からパブリックコメントを実施したところでございます。精神は、当然、この分権推進会議でいろいろと御議論いただいた二重行政の哲学に沿って、いかに県、市町村も効率的、効果的な施策を限られた行財政資源のもとで展開していくかという視点に立っての考え方が、新たな組織体制の整備にも生かさなければならぬと考えてございます。したがって、そういう観点に立って、本庁と広域振興局との事務配分なども市町村や住民の方々にとって二度手間とならないように、きっちりと対応できる方向で検討していきたいと思っております。

今後ともいろいろな場面で、私どもが気づかないこともあろうかと思っておりますので、いろいろな御意見をいただけたらと存じております。

○達増座長 ほかに質問、意見。はい、お願いします。

○高橋委員 地方分権改革推進委員会の勧告に関する言及がありましたので、それに関するお話ですけれども、この資料の3ページの参考4に出ている役割分担の類型について、こ

の委員会でどういう議論をして、どういう検討をすべきかということですがけれども、この分類に関して、例えばここで挙げられている役割分担の類型別に検討の性格が異なるのではないかと思うわけです。

例えば重複型、分担型と挙げられているものに関して、事務や権限の分配が合理的であるのか、あるいはうまくいっているのかという観点、それそのものが主要な問題になってくるだろうと思われましますし、関与型に書かれているのは、国が広域的な見地から調整し、関与を行っているということ言えば、その調整の実質的な目的や、それによって何が実現される、されないということについての評価ということだと思います。それがどうなのかということを検討していくべきだと思います。

さらに重層型に出ているような介護保険、義務教育などが挙げられている領域に関して、これはまさに国がどういうスタンスで関与していくかということ自体が、その政策の中身に関与することだろうと思うのです。ですから、そういうことについて、単に権限分配をどうするかとかという問題ではなく、こういう領域に関する国家責任なり、地方的な責任の持ち方に対する実質的な政策の議論ということになると思いますから、やはり権限の分配云々、あるいはさまざま先ほど言ったようなやり方が機能しているかという話とは違った力点の置き方になるのではないかと思われるわけです。

それらが、あらかじめはっきり分けて議論することが必要ではないかと思しますので、今後ワーキンググループなどにおいて横断的に検討されて、それについての問題提起をするときに、性格別の議論の仕方の配慮を意識されたほうがいいのではないかと考えるわけです。やはり性格の違う問題に対して同じような議論の仕方をするという形になるのではないかなと危惧するわけです。

○達増座長 それについて、何かありますか。

○千田地域振興部副部長 今後ワーキンググループの検討を深めていく際にも、御提案いただきました視点を踏まえて検討していきたいと思っております。

○達増座長 そのほか御質問、御意見ございませんでしょうか。

○相原委員 資料2の1ページの3番目の二重行政は、なぜ問題なのかということがありますけれども、住民目線と申しますか、行政に申請をする、あるいは相談をする立場の一住民なり一民間の団体から見て、二重行政にどのような問題意識を持っているかということ把握しておくことも必要なのかなと思います。この資料にもありますように、役割分担が明確に県民レベルで理解をされていて、しかも役割分担ごとの県、市町村の連携がし

っかりしていれば、特に問題はないのではないかという切り口からの点検も必要だと思いますので、補強する意味だと思えます。

それから、2ページの参考2のところに、こういう役割分担がありますということですが、このこと自体というより、先ほど熊坂委員から財源のこともありましたので、話題提供ですけれども、河川の部分ありますね。今、1級河川があつて、山形県知事が一つの都道府県内で完結する1級河川は県知事に権限をおろすべきということで相当な旋風になったのです。政府、国では、ほぼその意見が取り上げられる勢いになっているのですが、一方この間、東北地方の河川の団体、河川整備促進、治水事業ですけれども、私が担当しているダムの建設促進、この両方の協議会では、そのことに反対声明を出したのです。なぜ出したかという、理屈はわかるのだけれども、もし県が最上川などの、実は最上川は違うのだそうですが、とにかく最上川ということで最初に出たものですから、これを県がやるということになると、今のような事業整備はできないだろうと。これは、その裏づけとなる財政制度が不明確のまま、そうやられると、全く真っ暗になるという理由なのです。したがって、こういう問題を考えるとき、やはりこの財政制度の裏づけを同時にとらえなければいけないということで、これは参考までです。

それから、最後にもう一点、いわゆる補助金行政の諸課題があると思うのですが、この二重行政の資料には余り出ていないのですけれども、同じことをやるにも、例えば、県の補助金をいただいて市町村が仕事をするということになると、その現場に対して、まず補助金を出したほうの権限と責任があつて、それから補助金をもらって実行した市町村側の権限と責任もあつて、同じ対象物に、あるいは対象者に対して二重の力が働きますし、あるいは二重の責任が生ずるのです。これは、補助金の問題としてとらえているのですが、いわゆるこの二重行政的な面で、あえてそういうふうに言えばということもあると思えますので、その観点からも必要な補足、点検をしてもらえればありがたいと思います。

○達増座長 それについて、何かありますか。

○千田地域振興部副部長 お話の視点を踏まえながら検討していきたいと思えます。ありがとうございました。

○達増座長 ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

○小野委員 今回こういう形で二重行政という資料を出していただいて、大変参考になり、勉強するところも多かったです。二重行政そのものだけに焦点を当てて果たしていいのかという疑問と、やはり市町村もそうですけれども、縦割り行政がはっきりし過ぎてい

て、それによる弊害がかなりたくさんあるのです。もう少し柔軟に一つの部署でまとめられるものは、部があって、課があり、その課自体が縦割りなので、そこで同じことをやっていても、その課同士の行き来ができないというような、市町村行政の不合理的な部分もあると思うのです。それは、各市町村の組織体制によって全く違って来るもので、一元的に、県のほうでこれは二重行政と決めつけても、市町村がそれに対応できるかという心配と、同じように県の中の組織もやはり同じく縦割りになっている。権限移譲したときの住民主体のまちづくりや地域づくりといったところに焦点を当てた場合の組織のあり方、また一方ではその分野に特化した、専門的な部や課を設けなければいけないという組織的な見直しも、行政を権限移譲する中では必要ではないかということで提案したいと思います。

○達増座長 そうですね。今も提案として受けとめてください。ほかに。

○小原委員 今の御意見と重なる部分もあるかもしれませんが、各省庁の縦割りが非常に大きく、効率、無駄の部分で影響している気がいたしまして、この2ページの二重行政が想定される分野でも、例えば道路なら道路と出ているのですが、これは国交省の一般道路を言っているわけですが、このほかに林道や農道があって、それぞれ補助制度もあって、基準も違っている。

先般、緑資源機構の道路問題があって、緑資源機構は廃止され、残された大規模林道などもあるわけですが、実は同じ道路行政で見たときに、市町村から見ると、種類はどれでもよく、それぞれの市町村にとって、実はもっと小回りのきく道路のほうがいいのですけれども、その財源措置がないため、手っ取り早いところで国の幾つかの道路を見ながら、地元負担が少ないものに手を挙げて、あとは陳情して道路を整備するということになるわけですし、また、一たん始めますと、市町村道路から農道に切りかえ、また林道に切りかえる際に、それぞれの省庁の権限を主張しますと、なかなか市町村がやりやすくなるはならないため、省庁の縦割りは自治体にとって非常に面倒な仕組みになっています。

子育てについても、幼稚園と保育所、さらに教育委員会では居場所づくりになっているのですが、それぞれ自分の権限と他の省庁との権限争いの中で、非常に複雑で、地元がやりやすい仕組みになっていない。これは、単に権限移譲だけではないのですけれども、そういったことが複雑に絡んでいるような気がいたします。最近、グリーンツーリズムも各省庁は手を出し、子供が地方に行つて民泊をしながら各種体験をするとして、それも各省庁が手を出す。各省庁が協力し合っているような施策を展開するのはいいことなのですが、それぞれ自己主張というか、制度があって、そのハードルをクリアしないと事業を進められ

ない。そういう意味で、国に話をする際には、省庁による縦割りはもっと何とかならないかという気がいたします。

岩手県の場合、道路については一本化する方向に動いていて、重複とか無駄は省けるような方向に動いている気がしますが、基本は国において、もっと省庁の縦割りにメスを入れなければ、本当の地方分権につながってこないのではないかという気がしますので、その点、これは県の責任ではないと思いますが、国に対する発言の際に、その縦割りについてもしっかり御意見を述べていただきたいと思います。

○達増座長 これもしっかり受けとめて。ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

○稲葉委員 我々は、ここで議論して、ある程度まとめて、国関係のものであれば国に具申して成果をかち取るということが一番いいわけですけれども、その点に関して、この資料2の1ページの5の(2)、国は外交とかそういうものに特化して、社会福祉でも公的年金等にとどめるというような話は、そのとおりだろうと思います。既に、ヨーロッパもそうになっています。ただ、我々は、現実には話にございましたとおり、中央で決めて、それで現場で苦しんでいるという、道路行政だけでなく社会福祉の面でも、例えば問題になっているのは特別養護老人ホームです。従来は相部屋を認めたのが個室だとなりました。理想からいうとそうだけれども、自己負担がかなり増える。年金の水準からいうと、払えない人がたくさんいて、結局、介護事業者の経営が立ち行かなくなる、介護事業者のその差額を見た場合ということで、我々の近辺でも、古い特別養護老人ホームの建てかえの時期が来ておまして、現実にはそういう話になって、おかしいのではないかと。むしろ相部屋でいい人だったら、それは安く建てて、その分負担も安くするという方法もあるのではないかと。国は、そういう理想を目指すのだったら、国民各位にはっきり負担を求めて、消費税も上げてその介護報酬をふやせばいいのですけれども、それもやらないで、一方ではそういうことで細かいことでやってくる。我々も現場で苦しんでいるわけです。

同じようなことで、3障がいの方々の地域社会への移行というのがあって、従来のような大型施設はよくない。解体してそれぞれの地域社会に移行すべきだ。これは理念とすればいいのですけれども、現実には既に施設に入っていた方々、年をとって行く場所がない。それでもまず、地域社会に移らなければならないと、うちの町は障がい者が多いものですから、知的障がい者とか精神障がい者が。結局、ふるさとに帰れないで、もともと施設があった地域社会への移行をやる。これは、国の基準でその生活支援センターが市町村には1

つだけでいいと。現場を知らないでそういう形でやってくるのですけれども、うちの場合は障がいのタイプも違うし、2つあったほうがいいということで、これも単費でやっているということで、その話を担当局長に話をしてきましたけれども、事ほどさように、現場との乖離が目立っているという中で、我々にとってみれば今の問題です。ですから、こういう表現はそのとおりですけれども、我々はこういう議論をして、何をかち取るか、どう具体的に成果として上がるのかということも欲しいなと思っておりますので、知事さんも全国知事会、戦う知事会かそうではないかという議論もあるようでございますけれども、生活を預かっている自治体も毎日苦しめられているといえますか、どの方向をとればいいのかと。直観的にはこの方向が正しいのだけれども、その方法をとれないということが非常に多く、ますます多くなってきておりますので、この委員会でも何か具体的にかち取る。一般論は一般論でいいのですけれども、具体的な問題を一つでもかち取って、次につなげるということもやっていただければありがたいなと思っております。皆さん本当にお忙しい、立派な方々が来て会議しているわけでございますので、その成果が見えるような形にすべきと思えます。

○達増座長 そうですね。では、国等の関係について、何かあれば。

○藤尾委員 稲葉委員から貴重な御提言をいただきました。二重行政はどうすれば解消できるかということで、ここの(2)に示しているのは基本的な区分けの考え方でございまして、現実にはそれぞれ二戸市長さんなり、稲葉町長さんからいただいた現場の縦割りや制度のさまざまな矛盾のもとで、非常に苦しんでいる実態というものに生で接している市町村が、あるいは県が一番わかっていることとございますから、国と地方との役割分担を見直し、あるいは二重行政を解消する形で解決できるのだということのを頭に置きながら整理をしていきたいと思っております。

地方分権改革推進委員会の委員長さんもいら立つほどに霞が関のガードはかたいわけでございますし、私どもも、さまざま要望はしてきておるわけでございますけれども、なかなか実現できないという状況でございます。一番の我々の武器は、やはり現場の実態、現場の矛盾、問題というものはどういうものであるのかと、こういったことを国に突きつけつつ、あるいはまた県民の方々の御理解も得ながら進めていくという戦略と相まって、我々が目的としていることが一つひとつ実現され、成果につながっていくのではないかなとそこを御理解をいただきたいと思えます。

○達増座長 ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

○平木委員 地方分権改革の動きと岩手県のこういう取組をきちっと結びつけて一つの運動として考えるならば、ぜひ御提案申し上げたいことがあります。中央でいろんな動きがある中で、岩手県から積極的に提案してほしいということで、反発が出るかもしれませんが、「岩手県と岩手県内の市町村は、補助金は一切求めません、新たな補助制度は認めません」——このような提案をしたらいかがでしょうか。今受けている補助金まで返せなんぞということは申しませんが、先ほど相原委員さんが指摘しておられたように、国、県、市町村と連なる補助金の制度が二重行政、三重行政をつくり出しているという現実があると思います。

また、小原委員さんもおっしゃったように、霞が関の各省庁は、例えば地球温暖化とか新しいテーマになると、みんな競って施策を打ち出してきました。霞が関の職員が1人ふえれば新しい補助事業が1つふえるというくらいではないか。私が気づいた具体例で申し上げますと、昨年度から正式にスタートした農水省関係の「農地・水・環境保全向上対策」事業です。スタートする前に聞いたのですが、そのお金はどうするのか、全部国が出すのかといったらば、国が2分の1、県、市町村の地方側が2分の1で補助金を出しますという話なのです。

やろうとしている趣旨はいいのですけれども、よく考えてみると、その前の年から農水省が全国のすぐれた事例をモデル事業としてピックアップして、そこに補助金を出して、これだったらうまくいくからというので、昨年度から正式にスタートした。でも、その先進事例というのは、5年も10年も前から地域の方々がまさに住民自治というか、農家の方々と地域の方々とのコミュニティ活動、そういうところから手づくりでやってきたものです。それを霞が関が全国各地に広めようと補助制度につくり上げていってしまうわけです。金額、規模は決して大きくありませんけれども、制度としては国が2分の1補助し、残りは地方が補助すると、県が4分の1、市町村が4分の1となるのか、それはそれぞれ考えてくれという話だったと思います。

そうしますと、市町村の皆様からすれば、今まで住民の手づくりでやってきたものにお金がつくのならば手を挙げようではないかとなる。県を通して上げることになると思うのですけれども、そのときに、県は予算の範囲がありますから、今年度は県内でいくつか選んで霞が関、農水省に申請しようという話になる。そうすると、県にお金がないから、自分たちがやりたくても県負担分の4分の1の補助金が出ないからできないという声が市町村から出たり、県からは、国が市町村に直接アプローチされると県全体でやろうとしてい

ることとの調整がうまくいかないという意見が出たり、そういう問題が現実には起きていると思います。

ですから、二重行政を生み出す一つの原因である国の補助制度、これは地方分権改革の中で全廃しようといっているわけですから、今はどんなに苦しくても、うちもこれをやろうといって手を挙げて補助金を求めることを、ひとまず岩手県はやめる。さらに、新たな補助金制度をつくることに対しては、「岩手県と岩手県内市町村は認めません、拒否していきます」という姿勢を打ち出されたいかがかという趣旨で申し上げました。

○達増座長 そうですね、この補助金の問題は、二重行政、多重行政の本質に関する問題だと思いますので、非常にわかりやすい提言でしたから、補助金全廃ということで、それについて何か質問、意見等ございますでしょうか。

なければ、御異議なしということで、補助金なしを来年度から……

○熊坂委員 総論とすれば、平木委員さんの考え方で間違いはないと思うのですが、今回の分権委員会でも丹羽委員長が霞が関の省庁に対して、もっとまじめにやりなさいよと活を入れました。それだけ省益を守ることだと思うのですが、私ども市町村とすれば、国、県、市町村という流れの中でやっていますので、これは非常に勇気のある達増知事の決断にかかるかと思うのですが、そういう提言をしたときに、かなりの覚悟が要るのかなと。そういうことは、例えば、道路特定財源などいろんなことにも絡んだのですけれども、大切な視点だと思うのですが、小原市長さんと我々が、それで干上がらなければいいと、そんな話もしていました。

○平木委員 実は先日、全国知事会議を傍聴させていただきました。地方分権改革は、丹羽委員長のもとで地方分権改革推進委員会が一生懸命進めているのに、全国知事会議では、1級河川や国道の問題で個別の事業にお金の裏づけがない権限移譲は困るという声ばかり上がって、分権をみんなで進めていこうではないかということに対して、足を引っ張るような発言が多いと感じられました。なぜ、このような発言をするのかなと、もう分権改革をやらなくていいと言っているような、あるいは、きちっとお金が来るならば権限移譲を受けてもいいというニュアンスの発言を耳にすると、一体何をやっているのかと我々は思った次第なのです。

知事会全体がそのような意見、スタンスの違いとか、意欲の違う知事たちが集まっていると、なかなかまとまらなくなっている。全国市長会が頑張っていますけれども、岩手という一つの地域を考えた場合、自治体である県も、それから大きな市も小さな町村

も、みんな一緒になって自分たちが声を上げることで分権改革を進めようとしていかないと、自分たちにとっての分権を、税財源も含めたものを勝ち取ることができない。丹羽委員長が一人で頑張っても始まらないという感じがするものですから、少なくとも岩手県と市町村は一致団結して、権限を全部引き受けますと、地域の身近なことについて全部引き受けますという姿勢で、国は余計なことをやらないでくれと、そういう意味では補助金は今もう要りませんというくらいのことを、ここから声を上げたらどうかかなと思ったわけです。

そして、全国の県、市、あるいは市町村全体でまとまって、いわゆる地方六団体で分権の動きを後押ししていかなければいけない。今の雰囲気はどうもそれが怪しいものですから、岩手の中だけでも結束して打って出たら、これが一つの分権のエネルギーとして、大変、刺激的なエネルギーとして波及するのではないかと期待しているわけです。

○達増座長 これについて、民意の側といいますか、NPOとか団体をやっていて、補助金なしにしたほうがいいですか。いかがでございましょう。民意が大事だと思うので。

○小野委員 福祉事業であれば、収益性などは見込めるのですけれども、中間支援や環境保全などに組み込まれている団体というのは、ほとんどが行政からの委託料となるので、今はどちらかというと、県で予算がとれなければ、直接、国から補助金をもらうとなるので、そういう意味で、県の補助金がいいかどうかはわかりませんが、ある程度保障がないと、民間は育っていかないのではないかと思います。

○平木委員 逆に言えば、地元の市町村にしっかり税財源があって、それで地元の市町村と皆さんとの判断で、市町村が補助、助成をしていけばいいわけですよ。それがなくて、全部国が握っていて、国が半分出すから、残りは県が4分の1、市が4分の1ずつ出して、それで助成しろという。国が持っているからできないのです。基礎自治体がしっかり税財源を持っていて、地域のためになる助成事業をやっていけばいいわけでしょう。かなり理想の話を書いてしまっていますけれども、今の状態ならば、当然お金欲しいですよ。それで、市にない、県にないと言ったならば、では国がくれるといたら、国に直接行きますよ。でも大変余分な手続きも多いだろうと思います。

○熊坂委員 仕事には必ずお金が必要ですから、税財源が保障されて、初めて仕事ができるということになりますので、あとはどこがやるかということになります。全国市長会としましては、基本的には全部権限を受けるという方針を出しております。そうしますと、知事会と全国市長会というのは対立するような形になりまして、基本的に、県は要らないのではないかと、市で受けますと、もちろん町村では、小さなところではできないことがある

かもしれませんが、そうすると先ほどの平木委員さんの話を発展させていくと、私のこのペーパーに絡むのですけれども、仮に県内35市町村が全部受けますよと、そうすると県というものが非常に微妙になってきますよね。知事会と市長会の対立構造というか、争いの構造みたいになっていくと思うのです。それも含めて、例えば全部受けますとなると、県と市町村の調整というのが非常に難しいと思うのです。そうすると、これから基本的には、私は市町村でなるべく受けていきたいと思っているのですけれども、当然お金というのが保障されなければ受けることができませんから、でもやる気概はあると、そう思っています。

また、受けるに当たって、市町村も自から血を流すような覚悟で発言をしなければ、訴える力はないと思っていますので、そういうことをした上でやる気概は持っているつもりです。

○小原委員 それは、国に見透かされているのです。やれるはずがないだろう、耐えられないだろうと。現実には、私たちは日々地域からあれを、これをと言われているわけですし、それになるべく答えたいと思えば、ひざを屈してでもその金づるといいますか、そういうものに少しでも手を伸ばして何とか実現させて、その住民の期待に答えたいというのがあるわけです。それを切ってしまうというのは、自身ももたないといいますが、議会もですが、もたないですよ。そこを完全に見透かされているわけです。

では、完全にあきらめるのかということ、そうもいかないのです、この会議自体もそうかもしれませんが、一方では補助金をくれくれと言いながら、それはおかしいといって、自己矛盾そのものですが、それを承知のうえで言い続けるしかないのではないかと考えているのです。言い続けることは、やはり1つの力として、黙っているよりは、少なくとも動かしていく。それが選挙などの中でも、上位にランクされてくると、民意、あるいは地方の声というのが徐々に届いていくのだと思います。そのエネルギーをどのように高めしていくかではないかと考えています。

ただ、市長会と知事会というのは、市長会も横浜のような何百万人のところと1万何人程度の市と、同じレベルで800ぐらいあるのですが、少しずつかみ合わなくなっているのです。だから、政令市や中核市など、あるいはもう中小市みたいなものがそれぞれ状況が違って全部受けると。宮古市さんはいいのですが、なかなかそうもいかない。気分としてはそうなのですが、余り急激にやってしまうと、もたなくなってしまう。もちろん広域でやる方法がないわけではないのですけれども、その辺の難しさを現実的には感じ

ながら進めないといけない。ですから、人口規模や財政規模など、そういうものも織り込んだ分権を考えなければいけないのではないかと考えています。

○稲葉委員 民間では、もう我々の議論を通り越した動きがある。というのは、例えば小さな自治体、小さな地域とか、高知県の馬路村みたいなところは、合併はしていませんが、小さな村で農協も合併しない。けれども、もう独自の販売戦略で自立しています。長野県の川上村を見てきました。そこも人口数千人ですけども、レタスが国内で過剰なときは、台湾に輸出しているのです。ことしは、韓国に売るとも言っていました。系統に頼らないで自立ですよ。ですから、平木さんおっしゃったとおり、我々自治体も基本的には、熊坂宮古市長さんがおっしゃったとおり、もう全部引き受けると。

ただ、私は規模の議論には反対でして、今言った例からいうと、むしろ小さくて小回りがきくほうが、時代を先取りする場合があります。日本の議論がおかしいのは、自治体の規模が小さければだめだという議論がありますので、私はむしろ産業論的にいっても、ヨーロッパの例を見ても、小さいところも生かしておいたほうがベンチャー的に有効だろうということをごさいますて、残念ながら、日本の場合、与党も野党も中央集権的な政党でございますので、その辺の議論にいかないというのは極めて残念だと思っています。岩手県の町村会は、そうではなくて、ヨーロッパをモデルにしながら、全国の先進事例を参考にしながらやっていきたい。

ですから、規模の大小にかかわらず、基本的に自分たちでやっていいこと、やるべきこと、可能性を追求するという面で、どんどん自立的にやるべきだと思っていますので、行政の面でもどんどん発信してやっていくべきだろうと思います。

うちの町でも、全国で初めて法律ではできないはずの特別養護老人ホームの株式会社経営を、医師会からも大変反対されましたけれども、小さいから発想ができたということをごさいますので、自立の気持ちがあれば、幾らでもやっていけるだろうと思っています。お金も後からついてくるのではないかと、やり方によってはという感じは持っております。

○小笠原委員 厳しい行財政の中で、行政の無駄の排除が言われているわけですが、この分権論議も、行政の事務や無駄の排除、サービスの効率化、住民サービスの利便性向上に重点を置いて考える必要がある。資料2の「分権の検討のためのポイント・視点」のなかで、小規模町村で事務が完結しない場合、県の補完や県と共同処理することは二重行政に当たるかという文言があるが、効率化の視点から考えれば、おのずと答えが出てくると思う。行政の無駄の排除と、住民サービスの利便性向上というポイントから見て、国は何をすべき

か、県は何をすべきか、市町村はどうしたらいいのかということは、縦割り行政の中で苦しんでいる現場の職員の方が、どうすれば効率的に住民サービスができるかということについて、一番わかっていると思う。ですから、この分権推進ワーキンググループで、現場の矛盾なり問題点を整理していただき、縦割り行政の中の問題を提示していただいて、できるだけ効率的な行政サービスに結びつけていけるような提言をまとめたら、この会議の意義が出てくると思う。

○達増座長 ほかに御意見、御質問。

○役重委員 幅広い議論になっておりますが、二重行政というテーマでしたので、その視点から、現場の状況を踏まえて2点ほど提言させていただきます。

まさに、無駄な行政というのがありましたけれども、非常に感じるのは、この資料の中にもありますけれども、いろんな部署が、国も県も農政局から何局から、市町村もですけれども、似たような事業をいっぱいやっているなということとして、それが非常に著しいのが子供の健全育成です。多分、学齢期の子供を持っているのは、委員の中で私くらいかなと思いつつながら考えるのですけれども、今の小学生が1日に持って帰るチラシの量の多さというのは御存じですか。各省庁、各役所からキャンプの案内、図画コンクール、作文の募集、夏休みは特にそうなのですけれども、子供はどんどん減っていつてるのに、同じ土日にどこからも、どこからも体験行事の案内が来て、奪い合いになっています。兄弟がいると、それがもう2倍、3倍になって、ランドセルの底にたまっていると、教科書が入らないぐらいになってるようですけれども、本当に無駄だなと。私は、ほとんど見ずに捨てています。それらを関係部署の間で、こういうのを今度やってみようかなと、日程こうなのだけれどもと、例えば県や市町村の間で、何で声がけをできないのかなと思います。今は、一斉にメールで流すという方法もありますけれども、一昔前でしたら、仲よくしている県職員や市町村の職員がいれば、電話して聞いてみたり、飲んだときに話してみたりというなかで、情報共有がされていたと思うのですけれども、子供に対する事業が、物すごく集中して、子供のためになるということで、だれも反対しないため、こういう状況になっています。

些末なことを申し上げれば、学校の現場にクラスごとに分けて送付してくれるわけではありませぬので、500人の学校なら、500枚どさっと来るのです。それを先生がそのクラスの枚数ごとに分ける。それが何時間もかかるという学校があります。そういったところも多少工夫が必要なのかなと。とにかく事前の声がけというのを少しやってみたほうがいい

のではないか。

それから、事業が重複しているというのは確かに二重行政ではあるのですがけれども、例えばこの資料にもありますように、地域づくり団体への支援は県や市町村で重なっているものがあり、これはこれで団体からすれば、窓口が多く、財源の選択肢があるということは、悪いことではないと思うのです。ただ、地域や団体からよく苦情、提言を受けることは、そういった事業が受ける側の団体は1つだけれども、それぞれ受ければ、それぞれの事業目的があり、それぞれの通帳、それぞれの会計、それぞれの見積書、請求書を全部つくって経理を区分した形にしなければいけない。我々行政からすれば、当然そうしてもらわなければ困るのでありますが、受ける側からすれば、例えば花巻市では地域づくり交付金ということで各自治会にお金を配り、何をやってもいいよというのがあるのでありますが、地域によってはお金がとても間に合わない。のり面の復旧にしても、道路の舗装をするにしても、実はそのほかに中山間という農水省の事業もある。併せてできれば、この部分の舗装ができるのに、という相談をよく受けます。私も困りまして、いや、やってもいいよと、いいけれども、書類は全部別にしてねという、もうバンザイです、それは無理だと。そういうこともあって、どうしても避けられない二重行政であれば、それを調整しながら、一つの地域の思いや願いに対して併せて使えるようにして、二重行政であっても効果が2倍ということではなくて、3倍にも4倍にもなるのではないか。そのあたり、自分自身も担当として携わりながら、矛盾を感じながらやっているところです。

○達増座長 では、予定をしていた時間は過ぎたところでございますが、ほかに何か御質問、意見、ありませんでしょうか。

○高橋委員 時間が過ぎているところ、済みません。今の役重委員さんの御指摘が非常に重要だと思うので、一言つけ加えさせていただきたいのです。

この話はかなり古典的な論点で、連携や協働ということによって、その効率化を図ることがいかに難しいかということがあって、いろんなところからくる話が重複しているとか、あるいは行政でなくてもいろんな主体から同じようなものが来るということが、非常に多いわけです。むしろこれは一昔前よりも状況が深刻化しているかもしれない。では、どうして連携や協働ができないのかと考えたときに、それぞれの部局が、例えば競争的な関係にあるとか、お互いに調整するときに手続が面倒だとか、あるいはそれぞれの立場を重んじなければいけない。平たい言い方をすると、相手の顔を立てなければいけないとか、礼儀が必要だとか、そんなことがあったりして、そういう面倒なことをするよりも、自分た

ちの部局の中で自己完結的にやってしまったほうが良いという話になって、やっぱり仕事をやっている側からすると、自分の中で自己完結的にやってしまいたいという問題が生じる。

ですから、二重行政の解消ということを考えると、その行政の単位も大事なわけけれども、実際に住民レベルに実現する段階ではいろんなサービスが重複しないように調整する義務ということが、必ずしなければいけない仕組みにする必要があると思いますし、そう考えると、今の時点では、非常に国からの直接の働きかけというのが多くて、例えば将来的にこれが県なり市町村なりにおろされてきて、市町村がすべての領域に対して責任を持ってやるとなった場合でも、今度は市町村の中でまた同じような問題が生じる可能性があるわけで、やはり連携や協働のためのコストを下げるような組織的な対処を意識することが二重行政の問題に関して大事なのではないかと思いますので、今の意見につけ加えて申し上げました。

○達増座長 それでは、3時5分まで10分間休憩をとりたいと思いますので、続きは3時5分から開始します。

(休憩)

○達増座長 それでは、議題の2番目、分権推進のための課題解決の工程表について、これは関係する各部局の検討部会長等から説明をしてもらい、それぞれについて質疑、意見をいただきながら進めていきたいと思いますので、最初に総合政策部からお願いします。

○中村総合政策部副部長 それでは、資料3の1をごらんいただきたいと思います。A3横長の資料でございます。分権推進のための課題解決の工程表について、1ページです。こちらにつきましては、地方分権改革への取組のあり方についてということで、これまで委員の方々から出された意見を整理したものでございます。

1項目めは、中央集権と地方分権のバランスの問題、それから2項目めにつきましては地方の自立が必要であるといった御意見をいただいております。工程表でございますが、全国知事会等とも連携をしながら、その実現に向けて取り組んでいきたいということで、21年度まで矢印が引かれておまして、22年度のところで第2期地方分権改革の成果を確認した上で対応検討と整理させていただいております。

今、国において地方分権改革推進委員会を設置して、5月に、第1次勧告が出され、現

在、第2次勧告に向けて検討が進められております。これにつきましては、21年度中に第3次勧告まで出した上で、新たな分権一括法を国会に提出する予定で進められておりますので、21年度中に国のほうの検討については、一定の整理がされるという前提でこういう整理をしてございます。

それから、3項目めは、市町村によって分権についての温度差があるとの御意見が出されておりますので、いろんな機会をとらえまして、説明会など、分権についての議論をする場を設定して参りたいと考えてございます。

それから、4項目めは、義務づけの強い現行制度についての御指摘をいただいております。これにつきましても、全国知事会等を通じまして、検討を進め、国に提案していきたいと考えてございます。

それから、裏の2ページ目をごらんいただきたいと思います。項目の5番目でございますが、国と地方の協議の場の設置について、御意見をいただいております。これにつきましては、地方六団体のほうで国に「地方行財政会議」の設置を要望してきてございますし、県でも分権推進ワーキンググループを設置して、検討を進めていくという状況でございます。

それから、項目の7番目でございますが、分権改革の意義を職員にしっかり理解をさせる必要があるのではないかという御意見、それから組織の意識改革の必要性の御意見が出されてございます。これにつきましても、県では希望創造プランの改革編の中で位置づけをしながら、今後、しっかり取り組んで参りたいと考えてございます。

それから、項目の8番目でございますが、行政サービスについて、民間に一定部分を担ってもらおうという考え方の御意見もいただいております。これについては、いろんな主体、NPOを含めまして、公共サービスを担うような仕組みづくりを進めてございますし、今年度から県では市場化テストの導入を進めておりますので、行政サービスを担っていただける分野は、積極的に担っていただくよう進めて参りたいと考えております。

総合政策部につきましては、以上でございます。

○達増座長 では、質問、御意見等ございませんでしょうか。

では、最後に質問、意見の時間をとることにして、次は地域振興部、お願いします。

○千田地域振興部副部長 地域振興部関係について御説明いたします。項目が多いので、担当課ごとに資料を作成してございます。7ページにわたっておりますので、主な項目について御説明申し上げます。

3ページの地域振興部の資料3の2でございますが、地域企画室、NPO・文化国際課

関係になりますが、1番の行政と住民の協働の関係で、住民や住民団体が行政に参加し、その役割を担えるようにすべきである、人材育成が必要であるという御意見をいただいております。県では草の根コミュニティ大学の開催による地域リーダーの育成などを行っていきたいと考えてございます。

次のページ、資料3の3になりますが、4ページ、地域企画室権限移譲・振興局再編担当でございます。市町村、県、国の役割分担のあり方について、補完性、近接性の原理、市町村優先の原則に基づいて役割分担を見直すべき、二重行政や過度の関与を解消すべきであるという御意見をいただいております。県では、この3月に策定いたしました岩手県権限移譲等推進計画で定めております役割分担の考え方を基本としながら、分権推進会議や分権推進ワーキンググループを活用しながら解決方策の検討に取り組んでいくこととしております。

また、市町村が単独で行うことが困難な事務については、分権推進ワーキンググループによって市町村間の事務処理の共同化等について検討していくこととしております。

次に、5ページですが、2番の県から市町村への権限移譲のあり方についてです。移譲対象とする事務権限や市町村への支援体制について御意見をいただいております。県では、権限移譲推進プログラムを市町村と振興局が調整、相談しながら策定するとしておりまして、移譲事務だけでなく研修の方法など、県の支援策もあわせて検討することとしております。

それから、専門職員の人材育成等を検討する分権推進ワーキンググループを設置し、人的支援について検討することとしております。

次に、6ページになりますが、分権改革の進め方についてですけれども、市町村や住民を含めた幅広い議論が必要であり、参加の機会、透明性の確保が必要であると御意見をいただいております。県では、ホームページやマスコミへの情報提供、分権推進セミナーの開催などによりまして、普及啓発に努めていくこととしております。

次に、7ページになりますが、市町村課関係でございます。地方分権型社会に求められる自治体の姿などについて、市町村の行財政基盤の強化、組織の意識改革の必要性などについて御意見をいただいております。県では、市町村合併や権限移譲の推進、市町村行財政ドックによる支援などに取り組んでいくこととしております。

次に、8ページでございます。市町村合併の推進のあり方について、合併の進め方について御意見をいただいております。県では、合併推進構想をたたき台といたしまして、議

論に必要な材料を提供しながら、地域における議論を喚起していくこととしております。

地域振興部関係、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○達増座長 御質問、御意見等ございませんでしょうか。

○熊坂委員 3ページの11番目の北村先生の財源移譲がない限り分権推進はできないという主張ばかりを繰り返す市町村には未来はないと、全くそのとおりでと思います。それで、私の7ページの26番もこれに絡むのですけれども、地方分権を推進するためには相当の覚悟と気概が必要であるということなのですから、これに対して工程表の中で、3ページは情報収集と他県の情報収集、政策立案と人材育成、職員研修というこの2つしかないのですけれども、何となく寂しいような気がいたします。これを例えばインセンティブを県が用意すべきということで、こういった仕組みもあってもいいのではないかなと思っているのですけれども、それに対してこの2つだけでは物足りないのではないかなと思うのです。きょうの前半の議論にも、これすごく絡むことなので、もう少し強い政策を出していただければと思います。

○千田地域振興部副部長 3ページのところでインセンティブをやることによって励みになるようなことを県は用意すべきであるということでございますが、20年度で情報収集等と表現しておりますが、他県の情報収集とあわせて政策立案について取り組んでいきたいと思っておりますので、こういう取り組みの中でインセンティブの可能性について考えていければと思っております。

○達増座長 ほかに御意見、御質問ございませんでしょうか。

○藤尾委員 追加する形で申し述べたいと思います。地域振興部として。

北村先生の特定の努力をしている市町村に対するインセンティブでございますので、既存制度の一例として、そこに挙げているものもありますけれども、市町村と意見交換をする形で、先ほどの情報収集の中にどういったインセンティブがふさわしいのか、具体的な御意見をいただきながら、県として希望創造プランを実施しておりますので、そういった中で、盛り込めるものは盛り込むような形で前向きに取り組まさせていただきたいと思っております。この趣旨については、賛同するものでございます。

○達増座長 ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

それでは、その次の部にいきたいと思っております。

○千葉保健福祉部副部長 保健福祉部でございます。資料の3の5、10ページでございます。5項目ほど御意見をいただいておりますので、現時点の考え方等について御説明させ

ていただきます。

まず1点目でございますが、後期高齢者医療広域連合に対する県の対応について、本年4月から後期高齢者医療制度が実施されておるわけですが、県と広域連合との関係を強めたほうがよろしいのではないかという御意見をちょうだいしております。4月以降、制度が動き出しているわけですが、さまざまな課題が出てきている、あるいは、まだ数か月ですがいろいろと小さい改正も出ております。いずれ広域連合が抱える課題等につきましては、県においても共有して、国に要望する体制を構築するなど、相互の連携の強化を図っていきたいと考えております。

また、議会でもお尋ねがございましたが、連携強化のための広域連合への県職員の派遣の必要性につきましても、連合の考え方をお伺いしながら検討したいと考えているところでございます。

2点目でございます。障害者自立支援法が施行されまして、地域生活支援事業が市町村事業として行われておりますが、市町村によってサービス単価が異なるなど、それぞれの取り組みをされており、県として補完的な役割として最低水準の調整、方向性を示すことを期待しているという御意見をちょうだいしております。この事業につきましては、御提言にありましたように、地域の特性や利用者の状況によりまして柔軟かつ効率的に実施していくとなっております。各市町村の実施方法はさまざまなものがございます。したがって、市町村の判断もございまして、例えば、県から一律にサービス単価の基準を示すことはなじみにくいものと考えております。

この事業の中には必ずやらなければならない必須事業と、任意の事業とがあるわけですが、それにつきましては、先日、各市町村の実施状況を調査したところでございます。その中で一部町村では必須事業につきまして、まだ未実施というところも若干ございました。例えば、手話通訳者の派遣や設置、あるいは障がいのある方が外出する場合の外出支援サービス等につきまして、一部まだ未実施というところもございましたので、こういう町村につきましては、助言等をして参りたいと考えています。

3点目でございますが、地域支援事業（介護保険）でございますが、地域密着型サービスにつきましては、国の制度ががんじがらめであり、制度改正等を要望する必要があるのではないかという御意見がございました。そのとおりでございますが、例えば、ここに書いてございます地域介護福祉空間整備等交付金ですが、サービス拠点として空き店舗の活用等による事業展開をすることは可能とされておりますが、賃借の場合は交付金の対象と

せず、買い取り整備等を前提としており、そうしますと中心市街地でNPOが運営主体となる場合には建物取得は困難であり、県として一定の要件等の賃借であれば交付金でも対象とならないか、国に対して要望しているところです。

また、国との制度関係で4点目ですが、民間保育所が新改築する場合の補助につきまして、市町村が補助することが国の補助条件となっており、市町村が補助しない場合でも国が補助すべきではないかという御意見がございました。確かに国の補助制度がそのような要件になっておりますので、国と保育所の負担割合等も含め、市町村がこの点について国に要望していくのであれば、県も連携しながら取り組んでいく必要があると考えています。

5点目は、医師確保対策でございます。医師の確保については、県の力で対応できる仕組みをつくってほしいという御提言でございました。非常に難しい問題でございますが、県では医師確保対策室を設置し、即戦力医師の招聘に取り組んでおります。各県の競争となっておりますので難しい面がありますが、引き続き進めていきたいと考えております。

また、医師確保対策アクションプランという形で、総合的対策に取り組んでおります。例えば、女性医師の就業支援など県単独で行っているものもございしますが、一層充実を図っていく必要があるのではないかと考えております。

最後に、分権の視点から申しますと、先般医師養成数の抑制方針が変更されたところでございます。これは、地方からの声が国を動かしたのではないかと感じておりますが、今後、このような状況を見ながら、新たな取組等も進めてまいりたいと考えています。

○達増座長 質問、意見ございませんでしょうか。

○熊坂委員 11ページの医師確保対策につきまして、宮古市も大変今困っておりますが、この中でポイントになりますのは、私の経験からいいましても、岩手医科大学との連携が、最も即効性があるのではないかと感じております。岩手医科大学にさまざまな支援も含めてやっていくべきではないかと痛切に感じております。そういった中で、工程表の中に岩手医科大学との連携も当然入っていると思うのですけれども、表に出して、1県1医科大学の中で、その傾向が強くなっていくと思いますので、そういったことも考えておられるかどうか、できれば前面に出していてもいいのではないかと感じております。

○達増座長 それでは、保健福祉部に答えていただきましょう。

○千葉保健福祉部副部長 ただいまの御意見でございますが、具体的な話になりますので、説明を省略してしまったわけですが、御承知のとおり昨年5月に緊急医師確保対策ということで、各都道府県に21年度以降、最大5名までの医師養成の定員増が認められたと

ころでございます。これにつきましては、当然県でも必要性を感じておりました、昨年度から岩手医大と御相談をしてきたところでございます。この結果、定員を今年度から10名増で90名としたところですが、21年度から29年度までさらに5名を上乗せするというところで、国に対して協議している段階でございます。いずれ御指摘のとおりでございますので、さまざまな点に関して連携を強化しながら進めていきたいと考えているところでございます。

○達増座長 では、佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員 地域密着型サービスの小規模多機能居宅介護は、24時間サービスの理想的な支援体制になるのではないかとということで創設されたものですが、実際は、介護報酬の体系に問題があるのではないかとということ。

それから、国ではサービス計画の内容まで決めています、それに従わざるを得ないという制度上の問題があり、それは、真の地域密着型にならないのではないかとということ。地域性というのは、岩手県の中でもいろいろございますし、宮古市の中でも市街地と、そこから何キロも離れたところでは住民意識も違うわけです。介護報酬の問題につきましては、小規模多機能居宅介護は1か月の利用料金という設定です。そうすると、利用回数から算定する現在の介護保険制度のサービスと比較すると、高いと利用者側は感じてしまいます。それから、24時間サービスの提供を守っていくのであれば、例えば急に介護者が病気になるって、きょうから泊まりたい、それが何日も続くという問題が出てくるわけです。ですが、泊まるのは短期間という決まりがあれば、本当に、この地域の利用者側の望む支援を、私どもが提供させていただいているのだろうかという疑問がでてくるわけです。できるだけ地域に即した支援を提供したいと思うのですが、それがいいことか悪いことかは、地域密着型サービスは市町村の権限とはいいますが、最終的には国の基準に従ってくださいという答えが返ってくるところがございますので、特に小規模多機能居宅介護については、早急に国のほうで見直しをしていただきたいと思います。

いろんな調査やアンケートの中で、小規模多機能居宅介護の実態についてのアンケートがあるかといえ、まだ半年ぐらいですけれども、実際の弊害についての聞き取り調査がないようにも感じております。

○達増座長 では、それについて。

○千葉保健福祉部副部長 お話がございましたように、小規模多機能型居宅介護等の地域密着サービスでございますが、大変御苦勞をおかけしているのではないかと感じております。

す。小規模でございますので、経営的な問題も非常に難しい、あるいは事業者の参入が進まないなどの理由で、国の想定していたような目標、あるいは県で考えているような目標等まで利用実績が進まない状況でございます。その中に制度の話がございましたが、例えば、小規模多機能型居宅介護は他の介護サービスと併用ができない、登録者以外の利用が認められないということがございますので、国に対して要望している中には、利用者が少ない場合には登録者以外の利用を認めてもよろしいのではないかと、すなわち、利用定員に余裕がある場合には他の居宅介護サービスを利用している方々も利用可能とすることで、利用者の利便性の向上も図れるとともに、経営の安定性にも寄与するのではないかとということから要望しているところです。まだ、他にも介護サービスの課題はあるのではないかと考えておりますので、いろいろと御意見を聞きながら、引き続き国に対して要望していきたいと考えています。

○達増座長 保健福祉部関係、ほかに質問、意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○達増座長 それでは、次に農林水産部、説明願います。

○小田島農林水産部副部長 農林水産部でございます。12ページをお開きいただきたいと思えます。農地転用と農業委員会の必置規制の2点について御意見をいただいております。

まず、農地転用でございますが、2項目ございます。1項目めは、農地転用に当たって、その前提となる農振法や都市計画法との整合性を図るよう、国に要望していくべきとの意見でございます。対応の方向でございますが、今般、国の地方分権改革推進要綱におきまして、農地転用に係る国の許可権限を都道府県に移譲するなど、国の関与の廃止・縮小を図る方向で検討を行うとされたところでございます。県としても、今年度中に検討される農地制度の改革において、農業振興地域等の土地利用に関して、都道府県の主体性あるいは自主性が確保される仕組みが構築されるよう、必要に応じて国に要望して参りたいと考えております。

2項目めでありますが、農地転用の権限移譲について早急に進めるべきという御意見をいただいております。対応の方向であります。2つございます。1つ目でありますが、県では平成19年度から2ヘクタール以下の農地転用許可権限の市町村への移譲を推進しております。現在4市に移譲してございます。これを着実に進めていきたいと考えているところであります。

それから、2つ目でありますが、2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の農地転用許可

について、これは都道府県の権限となっておりますが、国への事前協議については、先ほどもありましたとおり二重行政となっております。全国知事会等を通じて、その廃止を求めているところであります。あわせて、現在国の権限となっております4ヘクタール以上の農地転用許可についても、都道府県に移譲してほしいと要望しております。これら2つについては、いずれも地方分権改革推進要綱に盛り込まれております。したがって、その動向も勘案しながら、2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の農地転用許可の市町村への移譲もあわせて検討して参りたいと考えております。

次に、農業委員会の必置規制についてでございます。対応の方向でございますが、今般の分権改革要綱では、地方自治体のより弾力的な運用を図る観点から、農業委員会の組織運営に係る規制について、必要な措置を講じると明記されたところです。その具体的な内容がわかっておりませんので、その内容を注視するとともに、必要に応じて提言等を行って参りたいと考えております。

○達増座長 質問、意見ございませんか。

はい、どうぞ。

○稲葉委員 3番の農業委員会の必置規制に関連しますけれども、本年も県内で農業委員会の選挙が数多く実施されました。公職選挙法にのっとりということでございますが、手間暇がかかる。しかも、任期が3年です。我々市町村長や知事、議員より任期が短いのです。だから、頻繁に選挙をやらなければいけない。無競争が多いから、そんなにかかっていないかもしれませんが。この思想は、おそらく3年に1回というのは終戦直後の農地開放で、地主側と小作側の紛争が多発する。ですから、4年も待ってられないということで3年になったのではないかと思うのですけれども、そんなことは戦後から63年が経過してあるわけがない。

この農業委員会の県の親玉が農業会議ですが、県OBが会長をなさっているのです。ですから、私は、地域社会において農業委員会的なものは必要だと思うのですが、それは公職選挙法で、しかも3年に1回という頻度でコストをかけて人員を動員してやる必要は全くない。今言ったとおり、戦前の大地主制度から自作農制度に移行するときのあれなわけです。ですから、これは国の議論もあるけれども、我々が自から、少なくとも選挙の間隔や、公職選挙法でやる必要があるのかということは我々自から議論すべき問題ではないか。本年も数多くの公職選挙が行われました。こういうことは、無理・無駄であり、行財政改革にならないわけでございますので、形式的にこういうのがどんどんまた継続されて

いくと、私は少し異常だなと感じました。その辺の議論について、国の措置云々もあるのですけれども、我々がどう思うのかということも議論すべきではないか。農業委員会は、必要だと思いますけれども、それを公職で選挙してというのは根拠が全くないのに形式的に続いており、そのために職員が数人、どこの市町村でも配置されておりますが、職員を減らして足りない中で、そういうおかしさを感じているところでございますので、よろしくをお願いします。

○達増座長 それについて。

○小田島農林水産部副部長 分権推進会議では、農業委員会について任意で置くことも視野に入れて検討するとなっております。先日の経済財政諮問会議でも、本当に設置が必要かということも含めて意見が出されているようでございます。国の議論も踏まえながら、県としてどういうやり方がいいのか情報も得ながら、検討して参りたいと思います。

○達増座長 ほかに質問、意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○達増座長 では、次に県土整備部、説明願います。

○松川県土整備部副部長 県土整備部でございます。資料の13ページをごらんいただきたいと存じます。

都市計画に関連する業務の移譲についての御意見でございます。都市計画の用途区域の変更は、市町村が希望しても移譲されていない現状であり、対応を検討してほしいという御意見でございます。これは、市町村の都市計画決定の際、あらかじめ都道府県知事に協議をし、その同意を得なければならないという都市計画法上の規定があるわけでございますけれども、これに関する御意見と考えてございます。この県の関与につきましては、対応の方向等を書いてございますけれども、知事は1つの市町村の区域を越える広域の見地からの調整を図る観点及び県が決定する都市計画との適合を図る観点から、市町村が決定する都市計画への協議を行うとされておるわけでございます。こうした部分に係る市町村への移譲あるいは関与の廃止のためには、法律の改正が必要であると考えており、現状では移譲ができないものと考えているところでございます。

この対応の方向等に記載してございますけれども、現在、国土交通省におきましては、この都市計画制度について抜本的な見直しを検討中でございます。平成21年度を目途に検討を進めていると伺っており、今後この見直しの方向を踏まえて対応していく必要があると考えています。

御参考に、下に書いておりますけれども、国等における動きとして書いておりますが、地方分権改革推進委員会の第1次勧告では、この部分について記述が盛り込まれており、「平成21年度を目途に予定されている都市計画制度の抜本的な見直しの際には、地域の実情に通じた地方が自らの判断と責任でまちづくりを進めていくことを基本とし、市による都市計画決定に当たっては都道府県との同意を要する協議について、廃止する」という記述が盛り込まれたところです。この第1次勧告を受け、政府は6月20日に地方分権改革推進要綱を決定したわけでございますけれども、「都市計画制度の抜本的な見直しに当たっては、国の利害や都道府県による広域の見地からの調整に留意しつつ、地域の実情に通じた基礎自治体が自らの責任と判断で都市計画決定を行うとの観点から、都道府県から市町村への権限移譲等を進める方向で検討を行い、平成21年度を目途に実施する」とされたところでございます。第1次勧告では、「市による都市計画決定」という記述がされておりますが、推進要綱では「都道府県から市町村への権限移譲等を進める方向で」という記述がされており、また、この要綱では「都道府県による広域的な見地からの調整に留意しつつ」という表現が盛り込まれたわけでございますけれども、こういった動きを踏まえ、どのような改正となるのか見極めて対応していく必要があると考えているところです。

ただ、第1次勧告のとおり、県の同意が廃止された場合には、県が担っている広域的な見地からの調整機能をどう確保していくのかということが課題になるのではないかと考えています。工程表では、平成21年度の国における都市計画制度の抜本的な見直しを踏まえて対応を検討していくとしております。

○達増座長 質問、意見ございませんか。

○小原委員 権限の移譲等については、この方向でいいと思いますが、現実問題として事前協議等や、国の理解をもらうに当たって県の意見を徴する際、法を所管する国の立場としての意見、指導もあります。地方が抱える、多少矛盾しているものもあるかもしれませんが、実態をもっと県に理解していただきたい。国もかなり弾力的になっているのです。制度として目的があって法律ができ、用途指定などあるのですが、その用途指定についても議論がありますし、また、財産を個人が持っていて、その中で暮らしが成り立っているわけで、市町村が希望して用途を変えたい、あるいは決められた中で許容してもらいたいというものを出したとき、どうしても法を所管しているという意識、これも大事だとは思いますが、もう少し現実を見て、市町村が願っていることについて、市町村側に立って指導なり判断をしていただきたいと思います。そういう意味で、21年度に方策検討と

書いていて、これはいいと思うのですが、実態的な運営に当たっては平成20年度から、将来的な抜本的な見直しにより、事前協議がなくなる方向に向いているわけですから、現実
に抱えている問題の対処についても、県としてはできるだけ市町村の意向を尊重した対応
をぜひお願いしたいと思います。

○達増座長 では、それについて。

○松川県土整備部副部長 市町村は、県にとって大事なパートナーであると考えておりま
して、市町村の意向につきましては、御発言がありましたとおり、十分耳を傾けて、同じ
立場で地域をよくするという観点で協議をさせていただきたいと思います。また、この御
発言については、部会にも伝えたいと思います。

○達増座長 ほかに質問、意見ありますか。

(「なし」の声あり)

○達増座長 では次、総務部お願いします。

○菊池総務部副部長 総務部関係について御説明いたします。14ページ、資料の3の8を
お開き願います。まず、自治体における政策法務の必要性等についてでございますけれど
も、北村委員から、地方分権の時代におきましては、核となる職員の政策法務能力を高め
る必要があるのではないかと、地方政府を担える人材育成が急務だとの提言があったところ
でございます。県としても、政策法務の重要性、それを担う職員の資質・能力の向上につ
きましては委員と同意見でございます。対応の方向に記載してございますが、これまでも
職員研修の充実に努めてきているところであり、今後もさらに取組を強化して参りたい
と考えております。

具体的には、工程表の1のところ、職員研修等に記載のとおり、総務部総務室で実施し
ている専門的な政策法務研修を連続研修という形で年に8回、民法についての特別研修と
いうことで年に5回ほど予定してございますが、この中で19年度に策定した政策法務の手
引を活用しながら研修を進めて参りたいと考えております。

さらに、これは人事課でございますが、職員の経験年数や職階に応じた能力開発研修、こ
の中でも採用時の研修や5年目の基礎研修、主任になって2年目の研修や、主査になって
初めての研修など、そういった時期に応じた研修の中に、政策法務の講義なども入れて、職
員能力の向上に努めているところでございます。

次に、2でございます。1と同じタイトルになってございますけれども、こちらのほう
は主に行政手続法、行政不服審査法に対する職員の理解が不十分ではないかといった提言

に対してのお答えでございます。これらにつきましても、1と同じように職員研修の中で行政手続法あるいは行政不服審査法等についての講義なども取り入れているところがございます。

そのほか行政手続法、条例に関しましては、工程表に記載のとおり、研修や講義を実施するほか、許認可の状況につきまして、未処理のまま長年月日がたっているものがないかどうか、そういうものを全庁一斉の点検を行う取り組みを進めるほか、条例の改正を踏まえ、マニュアルの整備なども行って参りたいと考えております。

また、行政不服審査法につきましても、今後改正が見込まれるところがございますが、改正の動向を踏まえ、必要な組織等の整備、研修を実施して参りたいと考えております。

さらに、1、2に共通いたしますが、基本的にこうした政策法務の必要性につきましては、分権ワーキンググループを設置してございますので、この中で政策法務のあり方の検討を進めて参りたいと考えております。

次に、15ページでございます。振興局が縮小する中、残った県の建物を市が有効に使えるような仕組みが必要ではないかとの提言でございます。これにつきましては、対応の方向に記載してございますが、現に遠野行政センターでは遠野市からの要望を受けまして、平成18年度から庁舎の一部を貸して有効活用しているところがございます。工程表でございますが、振興局の再編に伴い、ほかの地域におきましても空きスペースが生じる可能性もございます。そういった情報を収集し、県のホームページに掲載しまして、市町村あるいは公的な団体、民間等から活用の希望がある場合には、これに積極的に対応していきたいと考えているところがございます。

最後になりますが、補助金返還の問題でございます。民間の事業者が倒産したような場合、市町村にだけ返還の義務が負わされるのはおかしいのではないかということで、国と県は直接市を通さずに事業者に補助すべきだという御提言でございます。返還につきましては、補助金適化法等、補助金のルールがございまして、その中で対応していくことになっておりますが、実際に返還に至った経緯、それが事業者の責任なのか、それとも補助金を交付する市町村の責任なのか、そういったものを個々の事例に応じて検討し、ケース・バイ・ケースで考えていくべきものではないかなと思っております。

補助金適化法上は、まず第一義的に国から県に対して補助金の返還請求が参ります。そして、それを受けまして市町村と協議をしていくわけでございますが、現に森のトレイ等の場合におきまして、県で一定の負担をしているという事例もございます。そういう議論

でございますが、基本的にはこういった補助制度が地方分権、先ほどお話もございましたが、補助金行政というのは二重行政にもつながるといってございまして、県としては基本的に補助金は完全廃止、そして税源移譲を拡大していくことが地方分権の趣旨に沿うものであると考えておきまして、そういった働きかけを工程表のほうで、国に対して強く要望して参りたいと考えております。

○達増座長 質問、意見ございませんでしょうか。

○熊坂委員 14ページの北村先生の提案は、非常に大切だと思います。これは、当然市町村にも言えることです。その中で、北村先生は法学の教授でいらっしゃるけれども、知事に端的にお聞きしますけれども、政策法務は大事になると思うのですけれども、法曹資格を持った職員の採用というのは、市町村では難しいのですけれども、県レベルでもいいのではないかと考えておきまして、知事のお考えをいただきたいと思います。

○達増座長 法律や法令のつくり方などは、基本書を何冊か読めば大体できるようになると思います。

○熊坂委員 そうしますと、法曹資格者は、法科大学院等が非常にふえているわけですが、市町村、あるいは自治体に対する訴訟など、さまざまなことも含めて法曹資格が広がっているわけなのですけれども、県として、当面はそういったお考えはないということですか。

○達増座長 人物次第ですね。いい法令を書ける人材があれば、資格の有無にかかわらず一緒に仕事をしたいと思います。

ほかに質問、意見等ございませんか。

(「なし」の声あり)

○達増座長 では次、教育委員会。

○菅野教育企画室長 教育委員会でございます。16ページをお開きいただきたいと存じます。御提言をいただきました内容は3点ございますが、先ほど御審議いただいた際に、教育委員会の必置規制と小中学校の教職員の任命権等については若干説明させていただきましたので、特に教育事務所の設置等について申し上げさせていただきたいと思っております。

教育事務所につきましては、主な業務が小中学校の人事及び学校の支援でございますので、小中学校に対する県と市町村との役割分担の議論の中で、おのずとその役割が決まってくると考えておきまして、その中で教育事務所の存続の必要性、また存続したとしてもその数の適正度、業務の役割等について検討を進めて参りたいと思っております。

なお、小中学校の教職員の任命権等につきましては、当面中核市、具体的には盛岡市でございますが、盛岡市に人事権の移譲が国レベルで検討されておりますので、それに必要な財源も含めて、市町村が責任を持って教職員の採用、服務、人事を行えるようなシステムとなるよう国に対して提言して参りたいと思っております。

○達増座長 質問、意見などございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○達増座長 それでは、以上で各部からの説明は終わりですけれども、これまでの説明など、全般について、御意見、御質問ございませんでしょうか。

○鈴木委員 ちょっと工程表から外れてしまいます。先ほどお話がありました、総合政策部、総務部からも同じような話がありました。それに関連して、申し上げます。ちょっと前のことですが、岩手大学の先生と話しをする機会があり、この分権問題について、先生、何か御意見ありませんかとお聞きし、その後ちょっと畳み込むようにして、地方分権がどんどん推進していった場合の人材育成について、どう考えられますかという話をしたら、今までの国立大学、地方大学として、あまり考えたことはなかった。しかし、これからは、独立行政法人として、当然地方の市職員、県職員として働く人材育成が全く変わってきてしまうのではないかという感じもするので、この問題は非常に大きいと思う。大学でもよく話し合いをしていきたいと思う。こういうお話をいただきました。当面の県職員の教育というお話がありました。地方の大学が幾つかあるわけですので、そういうところにこれからの地方の行政職員としてどういう活躍の場があって、どういうことが必要なのか、そういう人材教育がますます大切になっていくのではないかと。特に権限をどんどん移譲する中で、現在の職員だけでは不足しますので、新しい職員も教育していかなければならないだろうと思います。人材育成について、22年か、最後のほうでもいいのですが、入れていただいて、大学との話し合いを持つべきではないかと思いましたので、お話しさせていただきました。

分権を進めることで、地方の学生にやる気がでてくると思います。

○達増座長 では、その大学との関係。

○菊池総務部副部長 県立大学には総合政策学部という学部がございますし、岩手大学にしろ、県立大学にしろ、やはり公務を、行政を志す学生は非常に多かろうと思います。また、現に県でもそういう大学からインターンシップという形で学生を受け入れまして、実際に行政の場というものを学んでいただいております。そういうこともございまして、県

としましても行政の仕事がどういうものなのかといったPRを学生に対する就職活動の中で説明していけるよう、大学と協議をして進めて参りたいと思います。

○達増座長 ほかに御意見、御質問ございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

○達増座長 分権推進のための課題解決の工程表について、御意見、御質問がなければ、協議事項は以上といたしまして、次に報告事項に進ませていただきたいと思います。

まずは、①、第二期地方分権改革（第1次勧告等）の概要について、事務局から報告願います。

○中村総合政策部副部長 参考1と書いております資料をごらんいただきたいと思います。

地方分権改革推進委員会の第1次勧告が本年の5月に出されてございます。この資料の左側の下のほうでございますが、分権改革のスケジュールということで、昨年4月にこの委員会が立ち上がりまして、これまで検討を進めてまいりまして、5月に第1次勧告が出されました。それから、現在、出先機関の見直し等の検討を進めておりまして、明日8月1日に中間報告が出される予定と伺ってございます。それで、11月ごろに第2次勧告が出される見込み。それから、21年度にかけまして第3次勧告をいたしまして、それを受けて政府で分権推進計画を策定し、新たな分権一括法をつくり、国会に出すという形で進めています。

今回の第1次勧告の主な柱につきましては、第2章が重点行政分野の抜本的見直しということで、大きくはくらしづくり分野関係とまちづくり分野関係、これが大きな2つの柱になってございます。これはまた別紙で後ほど御説明をさせていただきます。

それから、もう一つは、第3章、基礎自治体の権限移譲と自由度の拡大ということで、基礎自治体への権限移譲につきまして、各分野について、都道府県で持っている権限を市町村に移譲するといった勧告がされてございますし、（2）については補助対象資産の財産処分につきまして、今よりもっと弾力化した対応にすべきという勧告が出されています。

それでは、裏面の重点行政分野の関係でございますが、左側のくらしづくり分野関係でございます。これにつきましては、幼保一元化の問題、それから教育医療、生活保護等々、各分野にわたって見直しの勧告が出されてございます。

それから、右側、まちづくり分野関係でございますが、これは先ほどお話もございましたが、土地利用の関係、都市計画分野、それから農地法の関係等につきまして、地方への権限移譲、それから国の関与の廃止等といったことが出されてございます。

それから、②道路、③河川につきましても、先ほどお話もございましたが、一定分野につきまして、現在国が管理しているものにつきまして、都道府県に移管すべきといった勧告が出されてございます。

以下、ここに書いてあるような分野につきまして、今回勧告が出されたものでございます。

政府につきましては、これを受けまして推進要綱を策定して、具体的中身につきましては、現在詳細を検討しているという状況になってございます。

○達増座長 次に、報告の②、岩手県権限移譲等推進計画について報告願います。

○千田地域振興部副部長 参考の2として、岩手県権限移譲等推進計画がございしますが、昨年度第3回の会議におきまして、役重委員、平木委員などから、計画の冒頭に理念等を加えるべきという御意見がございまして、計画の1ページでございしますが、なぜ今権限移譲なのかというところをつけ加えさせていただいております。その後、2月12日から3月11日まで1か月、パブリックコメント、市町村あての意見照会を実施いたしました。66件の意見が寄せられまして、提出された意見を踏まえながら、9ページの権限移譲の評価と検証等について、移譲後において当初想定できなかった状況の変化、特別な事情等により市町村で実施が困難になった場合には、県と個別に協議の上、事務権限を返上することができるといった表現を追加してございます。20年3月末に成案を策定し、公表してございます。

○達増座長 次に、3番目、国への制度改正要望について報告願います。

○千田地域振興部副部長 参考資料3としてございます。国への制度改正提言の状況でございます。網かけしておりますのは、地方分権改革推進委員会第1次勧告に反映された項目でございます。これらは、委員の意見照会を経て、20年1月に緊急提言として8項目を関係省庁、それから地方分権改革推進委員会あてに提言しております。3月19日に第2回として、関係省庁地方分権改革推進委員会に12項目提言いたしまして、合計20項目を提言してございます。5月28日に地方分権改革推進委員会の第1次勧告が公表されておりますが、その中に今回提言いたしました内容の中から6つの網かけした項目が反映されているということでございますので、よろしく願いいたします。

○達増座長 以上、報告事項でございました。

次に、議事の(3)、その他ですけれども、この際委員の皆様方から何かございませんでしょうか。なければ終わりますけれども。

(「なし」の声あり)

○達増座長 それでは、議事については、以上で終了といたします。

閉会の前に事務局から事務連絡をお願いします。

○和山主幹 事務局から事務連絡がございます。

冒頭の開催計画のところでお説明いたしましたとおり、次回の開催は11月5日水曜日を予定しておりますので、日程の調整をよろしく願いいたします。

事務連絡は以上ですが、御質問等ございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

4 閉 会

○和山主幹 それでは、本日の会議はこれもちまして閉会といたします。どうもありがとうございました。